

## 富田林市職員措置請求書

富田林市長に対する措置請求の要旨

- 富田林市が株式会社富士通ゼネラル（以下、「富士通ゼネラル」という）から購入した消防救急デジタル無線機器（以下、「本件機器」という）は、公正取引委員会から、入札で談合を繰り返したとして、独占禁止法（以下、「独禁法」という）第3条違反（不当な取引制限）とされ、富士通ゼネラルなどメーカー4社に総額63億4490万円の課徴金納付を命じられたものである。
- よって、売買金額の2割に相当する金4557万円を富田林市が被った損害金として補填するために必要な措置を講ずべきことを請求する。

### 1、請求の要旨

#### (1) 売買契約締結の事実

- 平成25年6月28日、富田林市が富士通ゼネラルから本件機器を金2億2785万円で購入するという売買契約が締結された。その経緯については、以下のとおりである。同年5月16日、本件機器の入札が行われ、同年同月17日付けで仮売買契約が締結し、同年6月28日の議会の議決を経て本売買契約が締結した。富田林市が富士通ゼネラルに対し、本件機器の対価として金2億2785万円を支払い、本件機器が納入された。

#### (2) 公取委による本件機器製造販売業者らに対する課徴金納付命令等

- 平成29年2月2日、公正取引委員会は、富士通ゼネラルなど本件機器の製造販売業者に対し、独禁法第3条（不当な取引制限の禁止）に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

不当な取引制限とは、事業者が「他の事業者と共同して」対価を決定する等「相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより」、「公共の利益に反して」、「一定の取引分野における競争を実質的に制限すること」をいう（独禁法2条6項）。

5 本事件は、公正取引委員会が認定した違反概要によると、次のとおりである。

富士通ゼネラルなど5社（以下、「5社」という）は、遅くとも平成21年12月21日頃までに（株式会社日立国際電気にあつては遅くとも平成22年5月24日頃までに、日本無線株式会社にあつては遅くとも同年9月15日頃までに参加）、本件機器について、受注価格の低落防止等を図るため①納入予定メーカーを決定する②納入予定メーカー以外の者は、納入予定メーカーが納入できるように協力する旨合意した。

5社は、当該合意の下に、5社の営業部課長級の者らが参加する会合を平成23年12月頃までおおむね毎月開催し、特に平成22年12月頃から平成23年12月頃には、同会合において、全国の消防本部等ごとに納入予定メーカーを記載した「ちず」と称する一覧表を作成し、本件機器の発注が本格化する平成24年4月頃以降は、おおむね3か月ごとに会合を開催し、前記「ちず」と称する一覧表と類似の一覧表を作成して、納入予定メーカーが納入できているか等を確認するなどして①納入を希望する者（以下「納入希望者」という）が1社のときは、その者を納入予定メーカーとするほか、納入希望者が複数社のときは、既設の状況、営業活動の状況、発注者の意向等を勘案して、納入希望者間の話し合いにより納入予定メーカーを決定する②入札等において落札すべき価格は、納入予定メーカー自らが落札者となる場合には自ら定め、代理店等に落札させる場合には当該代理店等と相談して決定するなどし、納入予定メーカー以外の者は、納入予定メーカーが定めた価格よりも高い

価格で入札する又は入札に参加しないなどにより、納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカーが納入できるようにしていた。

5 社は、本件機器について、納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカー以外の者は、納入予定メーカーが納入できるように協力する旨を合意することにより、公共の利益に反して、本件機器の取引分野における競争を実質的に制限していた。

### (3)損害

10 富田林市の備品・消耗品契約条項には、公正取引委員会が排除措置命令及び課徴金納付命令を出した場合、命令確定後に売買金額の一部を賠償金として請求できるという内容の文言がない。

15 この点について、宇佐市では、平成29年6月7日「落札企業に対し、契約約款に基づき落札金額の20%に当たる約6800万円の賠償金を求める方針を固めた。公取委による排除措置命令と課徴金納付命令が確定する8月以降に請求する」と発表した。

そこで、富田林市においても、宇佐市と同様の事案であるため、売買代金の20%に当たる金4557万円が損害額として相当である。

### (4)結語

20 よって、請求人らは、富田林市に対し、同市が被った損害金を補填するため、富士通ゼネラルの不法行為に基づく損害賠償として、金4557万円と、これに対する売買契約締結日の翌日である平成25年6月29日から支払い済みまで年6パーセントの割合による遅延損害金を支払うよう求める。

25

(5)私見

まず、先述したとおり、富田林市の契約条項には、公正取引委員会が排除措置命令及び課徴金納付命令を出した場合、命令確定後に契約金額の一部を賠償金として請求できるという内容の文言がない。

5       そこで、宇佐市のように契約条項に基づく賠償請求ができるよう、予め契約条項に定めておくべきである。さらに、契約金額の2割の賠償金では、入札談合の抑止効果が得られないのであれば、仮に、契約金額の3割の賠償金を求めるような条項を設けることも視野に入れて検討すべきである。

10       次に、請求人が入手した情報によると、札幌市の建設工事請負契約書付随の契約約款には「公正取引委員会が排除措置命令（それがされなかった場合に当たっては、課徴金納付命令）又は審決が確定したときに、契約金額の10分の2に相当する額を支払わなければならない。」と記載されているとのことである。

15       しかし、平成25年12月7日、改正独禁法が参議院本会議で可決・成立したことに伴い、平成27年4月1日以降、公正取引委員会が行う審判制度を廃止するとともに、審決もなくなったので、契約約款の文言を変更する必要があるだろう。

20       富田林市はもちろんのこと、全国各自治体においても、契約条項等の見直しをすべきである。


最後に、入札談合を繰り返す物品を二度と購入することのないよう、全国の各自治体が協力し、努力すべきである。

以 上

2、請求者


住所 富田林市富田林町8-28

職業 南河内オンブズマン代表

氏名 中山 依子 

5

- 10 地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求する。

平成29年8月  日

- 15 富田林市監査委員 殿

別紙事実証明書（添付資料）

- |    |       |  |    |
|----|-------|--|----|
|    | 甲第1号証 | 物品売買仮契約書                                       | 1通 |
| 20 | 甲第2号証 | 入札の経過  | 1通 |
|    | 甲第3号証 | 売買契約の効力発生について（通知）                              | 1通 |
|    | 甲第4号証 | 消防救急デジタル無線機器の製造販売業者に対する<br>排除措置命令及び課徴金納付命令について | 1通 |
|    | 甲第5号証 | 平成29年6月8日付 西日本新聞朝刊                             | 1通 |
| 25 | 甲第6号証 | 平成29年6月8日付 毎日新聞                                | 1通 |